

## 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋基本法に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

### 第二 定義

一 この法律において「海洋再生可能エネルギー電気」とは、海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて海洋再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいうものとする。

二 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備」とは、海域において海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備であつて、船舶を係留するための係留施設を備えるものをいうも

のとする事。

三 この法律において「海洋再生可能エネルギー源」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー電気特別措置法」という。）第二条第四項に規定する再生可能エネルギー源のうち、海域における風力その他の海域において電気のエネルギー源として利用することができるものとして政令で定めるものをいうものとする事。

四 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電事業」とは、自らが維持し、及び運用する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した海洋再生可能エネルギー電気を電気事業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。）に対し供給する事業をいうものとする事。

五 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」とは、我が国の領海及び内水の海域のうち第五の一により指定された区域をいうものとする事。  
(第二条関係)

### 第三 基本理念等

一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用は、海洋環境の保全、海洋の安全の確保その

他の海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者の密接な連携の下に行われなければならないことを基本理念として定めるものとする。こと。

（第三条関係）

二 国は、基本理念にのっとり、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。こと。

（第四条関係）

三 関係地方公共団体は、基本理念にのっとり、国の施策に協力して、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策を推進するよう努めなければならないものとする。こと。

（第五条関係）

四 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に配慮するとともに、国及び関係地方公共団体が実施する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。こと。

（第六条関係）

#### 第四 基本方針

政府は、基本理念にのっとり、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

（第七条関係）

#### 第五 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等

一 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であつて基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができるものとする。

二 経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、利害関係者から提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域について三の協議会が組織されているときは、当該協議会の意見を聴かなければならないものとする。

（第八条関係）

三 経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

の指定及び海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとすること。  
(第九条関係)

四 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。以下「促進区域内海域」という。）において、促進区域内海域の占有、土砂の採取その他の行為をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないものとする。ただし、促進区域内海域の利用又は保全に支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定める行為については、この限りでないものとする。

五 国土交通大臣は、促進区域内海域の占有又は土砂の採取に係る許可を受けた者から占有料又は土砂採取料を徴収することができるものとする。  
(第十条関係)

六 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の際現に権原に基づき、四の許可を要する行為を行っている者又は四によりその設置について許可を要する施設若しくは工作物を設置している者等に関する経過措置を設けるものとする。  
(第十一条関係)

七 何人も、促進区域内海域において、みだりに、船舶、土石その他の物件を捨て、又は放置してはならぬ

いものとする。

(第十二条関係)

## 第六 公募占用計画の認定等

- 一 経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したときは、促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募により選定するために、基本方針に即して、公募の実施及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備のための促進区域内海域の占用に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めなければならないものとする。

- 二 経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならないものとする。ただし、公募占用指針のうち供給価格上限額については、公募の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公示しないことができるものとする。

- 三 一の場合における再生可能エネルギー電気特別措置法の規定の適用については、選定事業者（促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者として公募により選定された者をいう。以下同じ。）を再生可能エネルギー電気特別措置

法の入札の落札者と同様の取扱いをするための技術的読替え規定を設けるものとする。

(第十三条関係)

四 公募に応じて選定事業者となろうとする者は、その設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画（以下「公募占用計画」という。）を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならないものとする。

(第十四条関係)

五 経済産業大臣及び国土交通大臣は、提出された公募占用計画が基準に適合しているかどうかを審査し、基準に適合していると認められる公募占用計画について、公募占用指針において定める評価の基準に従い評価を行い、学識経験者の意見を聴いた上で、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定するものとする。

(第十五条関係)

六 経済産業大臣は、公募占用指針に従い、公募の結果を踏まえ、選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格及び調達期間を定め、これを告示しなければならないものとする。

(第十六条関係)

七 経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が提出した公募占用計画について、促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が適当である旨の認定をするものとし、当該認定をしたときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要、当該認定をした日及び当該認定の有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示しなければならないものとする。

(第十七条関係)

八 七の認定を受けた選定事業者は、当該認定を受けた公募占用計画を変更しようとする場合においては、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならないものとする。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならないものとする。

(第十八条関係)

九 選定事業者は、七の認定（八の変更の認定を含む。以下「公募占用計画の認定」という。）を受けたときは、公募占用計画の認定を受けた公募占用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定公募占用計画」という。）に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならないものとし、国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき促進区域内海域の占用の許



可の申請があつた場合においては、当該許可を与えなければならぬものとする。 (第十九条関係)

十 選定事業者の一般承継人等は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた公募占用計画の認定に基づく地位を承継することができるものとする。 (第二十条関係)

十一 経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が、公募占用計画に従つて海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしていない場合等には、公募占用計画の認定を取り消すことができるものとする。 (第二十一条関係)

十二 公募占用計画において定められた海洋再生可能エネルギー発電事業に係る港湾法の港湾区域内の工事等の許可等の特例を設けるものとする。 (第二十二条関係)

## 第七 監督等

一 国土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、促進区域内海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備又は船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができるものとする。 (第二十三条関係)

二 国土交通大臣は、第五の四に違反する行為をした者等に対して、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずることができるとすること。（第二十四条関係）

三 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五の四の許可を受けた者等（選定事業者を除く。）に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができるものとする事。

四 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、選定事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができるものとする事。（第二十五条関係）

五 占用料又は土砂採取料等とその納期限までに納付しない者がある場合においては、国土交通大臣は、督

促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないものとする。 (第二十六条関係)

## 第八 雑則

一 この法律の実施に関し必要な事項は命令で定めるものとする。 (第二十七条及び第二十八条関係)

二 この法律に規定する経済産業大臣又は国土交通大臣の権限は、その一部を地方支分部局の長に委任することができるものとする。 (第二十九条関係)

三 罰則について所要の規定を設けるものとする。 (第三十条から第三十五条まで関係)

## 第九 附則

一 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 第六の二ただし書については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しないものとする。 (附則第二条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第三条関係)

四 関係法律について所要の改正等を行うものとする。

(附則第四条から第八条まで関係)